

森林の立木を伐採するときには 届出が必要です

所定の届出様式がありますので、詳しくは次の問い合わせ先までご連絡ください。

◆問い合わせ◆	森林政策課（吾北総合支所内）	☎ 867-2322
	産業経済課	☎ 893-1115
	本川総合支所産業建設課	☎ 869-2115

▶伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんの恩恵をもたらしています。これらの機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保するなどの観点から、森林法の規定に基づき、届出していただくものです。

▶対象となる森林

保安林などを除く民有林（地域森林計画の対象森林）。
なお、保安林については、県への伐採許可申請が必要となります。



▶届出対象者

森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権原を有する以下の方となります。

- ①森林所有者がその所有する森林を自分で、あるいは請負によって伐採する場合は、森林所有者。
- ②伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、買い受けた方。なお、買い受けた方が伐採後の造林を行う権原を有していない場合は、伐採後の造林の権原を有している方（主に森林所有者）との連名となります。

▶手続きの流れ

